

平成 25 年 3 月 8 日

一般用医薬品のインターネット等販売規制に関する規制改革会議の見解

- 一般用医薬品のインターネット等販売については、これを広く認めることにより、店頭で購入することが出来ない消費者など国民が自らの判断で選択肢を広げることのできる環境を実現し、その利便性を高めるとともに、インターネットや店頭といった販売形態の別に関わらず、安全性を確保することが重要である。
- 第3回規制改革会議（平成 25 年 2 月 25 日開催）では、厚生労働省から、本問題に対する検討状況の報告を受けたが、省内に設置された「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」で議論が重ねられている段階であり、現状、今後の対応の方向性は必ずしも明らかになっていない。
- 本問題に係る最高裁判決（平成 25 年 1 月 11 日）が出されて以降、様々な主体によるインターネット等販売が事実上行われている。このため、規制改革会議としては、最高裁の指摘も踏まえ、早急に、
 - ・ インターネット等で全ての一般用医薬品の販売を可能とすること
 - ・ その際、それぞれの販売形態の特性や、業界の自主的なガイドラインも踏まえ、安全性を適切に確保する仕組みを設けること
 - ・ これら制度的枠組みを遅くとも半年以内に設けることを政府に対して強く求めたい。
- なお、規制改革会議は、一般用医薬品のインターネット等販売規制について、特に緊急性・重要性の高い最優先案件として取り組んでいる。今後とも、厚生労働省における検討の進展状況を注意深くフォローアップしていくこととしたい。

以上